

## 相談等窓口一覧

まずは、電話で相談ください。【秘密厳守、相談無料】

### 配偶者暴力相談支援センター

名称	電話	相談日時
とちぎ男女共同参画センター相談ルーム(栃木県)	028-665-8720	月～金曜日 9:00～20:00 土・日曜日 9:00～16:00
宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	028-635-7751	火～土曜日 9:00～17:00 第4土曜日は正午まで
日光市配偶者暴力相談支援センター	0288-30-4140	月～金曜日 8:30～17:15
小山市配偶者暴力相談支援センター	0285-22-9602	月～金曜日 9:00～17:00
栃木市配偶者暴力相談支援センター	0282-21-2218	月～金曜日 9:00～16:00

DV相談ナビ

はれば  
#8008

※発信場所から最寄りの  
相談窓口につながります。

### 県健康福祉センター(福祉事務所)

名称	電話	相談日時
県東健康福祉センター(益子町、茂木町、市貝町、芳賀町)	0285-82-2139	月～金曜日 9:00～16:00
県南健康福祉センター(上三川町、壬生町、野木町)	0285-21-2294	
県北健康福祉センター(塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町)	0287-23-2172	

### 市の各種相談機関

※相談日時は各市にお問い合わせください。

名称	電話	名称	電話	名称	電話
宇都宮市女性相談所	028-636-5731	日光市福祉事務所	0288-21-5148	那須塩原市福祉事務所	0287-46-5538
足利市福祉事務所	0284-20-2251	小山市福祉事務所	0285-22-9627	さくら市福祉事務所	028-681-1125
栃木市福祉事務所	0282-21-2229	真岡市福祉事務所	0285-82-1113	那須烏山市福祉事務所	0287-88-7116
佐野市福祉事務所	0283-20-3002	大田原市福祉事務所	0287-23-8792	下野市福祉事務所	0285-32-8903
鹿沼市人権推進課	0289-63-8352	矢板市福祉事務所	0287-44-3600		

### 民間団体

名称	電話	相談日時
認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993	月～金曜日 9:00～17:00

### 警察

※緊急時は110番へ

名称	電話	相談日時
栃木県警察本部県民相談室	028-627-9110 または #9110	24時間対応

名称	電話	名称	電話
宇都宮中央警察署生活安全課	028-623-0110	下野警察署生活安全課	0285-52-0110
宇都宮東警察署生活安全課	028-662-0110	大田原警察署生活安全課	0287-24-0110
宇都宮南警察署生活安全課	028-653-0110	今市警察署生活安全課	0288-23-0110
小山警察署生活安全課	0285-31-0110	さくら警察署生活安全課	028-682-0110
足利警察署生活安全課	0284-43-0110	矢板警察署生活安全課	0287-43-0110
栃木警察署生活安全課	0282-25-0110	日光警察署生活安全課	0288-53-0110
那須塩原警察署生活安全課	0287-67-0110	那須烏山警察署生活安全課	0287-82-0110
佐野警察署生活安全課	0283-24-0110	茂木警察署生活安全課	0285-63-0110
鹿沼警察署生活安全課	0289-62-0110	那珂川警察署生活安全課	0287-92-0110
真岡警察署生活安全課	0285-84-0110		

### 性暴力に関する相談窓口

名称	電話	相談日時
とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)	028-678-8200	月～金曜日 9:00～17:30、土曜日 9:00～12:30

### 児童虐待に関する相談窓口

※お住まいの地域の児童相談所につながります

名称	電話	相談日時
児童相談所虐待対応ダイヤル ※通告専用	189	24時間対応、通話料無料
児童相談所虐待対応ダイヤル ※相談専用	0570-783-189	24時間対応、通話料有料

# 配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者の保護のために

## — 医療関係者のみなさまへ —

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、家庭内で起こるため、周囲から発見されにくく、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等のさまざまな理由から、支援を求めることをためらうケースが多く見られます。

医師をはじめ保健師、助産師、看護師等の医療関係者のみなさまは、業務を行うに当たりDV被害者や被害が疑われる者を発見しやすい立場にありますので、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)において、以下の役割が期待されています。

## 医療関係者の役割 (DV被害者を発見した場合)



パープルリボンが女性に対する暴力根絶のシンボルです。

## 関係機関へ通報することができる(通報は守秘義務違反にあたらぬ)

### DV防止法第6条第2項

医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

### DV防止法第6条第3項

刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

※ 通報は義務ではありません。

※ 緊急性の高い場合は、DV被害者の同意が確認できない場合であっても、すぐに警察へ通報をお願いします。

## 被害者に対し情報提供に努める

### DV防止法第6条第4項

医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供しよう努めなければならない。

各種相談窓口や警察に関する情報は、裏表紙「相談等窓口一覧」を参照ください。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

配偶者（男性・女性を問わない、事実婚や元配偶者を含む）や同棲する恋人などの親密な関係にある者又はあった者からふるわれる暴力のことをいいます。

暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などさまざまな形があります。特に、身体的暴力以外は、周囲に理解されにくく、被害者自身もそれを暴力と認識していないことがあります。

### 【DVの一例】

身体的暴力	なぐる・ける・つねる・やけどをさせる・首を絞める
精神的暴力	役立たずなどの暴言を吐く・大声でどなる・人前で恥をかかせる
経済的暴力	生活費を渡さない・借金を負わせる・外で働くことを禁じる
性的暴力	性行為を強要する・見たくないポルノを見せる・避妊に協力しない
社会的暴力	実家や友人とのつきあいを制限する・電話やメールをチェックする
子どもを巻き込んだ暴力	子どもを虐待する・子どもの見ているところで暴力を振るう

## DV被害への対応の流れ

### 1 問診・予診

DV被害は外部から発見しにくい特性があり、医療機関の受診により、はじめて発見されることがあります。

DV被害者には次のような症状が見られますが、治療に来るまで日数が経っていることや、ケガに対する説明が曖昧・不自然なことが特徴としてあげられます。

## DVが疑われる症状(例)

### 外科的症狀

#### 【暴力直後のケガ】

キズ、打撲、ねんざ、内出血、熱傷、眼部の内出血、鼓膜損傷、骨折 など

#### 【ケガによる慢性的な身体的不調】

頭痛、視力低下、難聴、関節痛、神経損傷による手足のしびれ、腰痛 など

### 内科的症狀

胃潰瘍・十二指腸潰瘍、過敏性腸大腸炎、高血圧症、狭心症、過呼吸症候群、気管支ぜんそく、片頭痛 など

### 精神科的症狀

不安障害（パニック障害、PTSD、社会恐怖、強迫性障害など）、気分障害（うつ病性障害など）、物質関連障害（アルコール・薬物依存など） など

### 性と生殖に関する問題

性感染症、性交痛、望まない妊娠、流産、度重なる中絶 など

## 2 診察・記録（カルテ）の作成

DV被害者から保護命令（※）の申立てや裁判等の証拠として、診断書などの交付を求められることがあります。

記録（カルテ）や写真は、暴力を受けたこと的有力な証拠となります。写真を撮影する場合は、患者の同意を得た上で記録を作成します。

※ 保護命令：生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、被害者の安全確保のため、被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者に対して被害者等への接近禁止命令や退去命令などを発令する制度。

## 診察時の留意点

### 二次被害の防止

- ・ DV被害者は、加害者からの暴力により些細なことでも恐怖や不安を抱きやすい状況にあるので、何気ない言動でも傷つくことがあります。診察には、被害者の心情に十分に配慮することが必要です。
- ・ 特に、「あなたにも悪いところがあったのではないか。」「なぜ逃げなかったのか。」など、被害者にも落ち度があるかのような言動は絶対に避けなければなりません。

### 安全の確保

- ・ DV被害者が診療を受ける際に、加害者が同行することも少なくありません。加害者同席による診察は被害者の言動が制限される可能性があります。加害者を意識しない環境づくりが必要です。

### 秘密の保持

- ・ DV被害者の情報については、秘密の保持の徹底が必要です。家族や同居人等に対しても細心の注意が求められます。加害者のもとから逃げている被害者の居所等の情報が、加害者やその関係者に知られてしまうことで、被害者や被害者を支援する家族の安全を脅かすことも考えられます。
- ・ また、加害者の関係者が被害者の家族等になりすまして被害者の居所等突き止めようとすることもあるため、注意が必要です。

- ・ 診察の中で本人がDVを認めた場合
- ・ 緊急性が高い場合（本人の同意が確認できない場合であっても）

## 3 通報・情報提供

関係機関への通報、又は被害者に対する情報提供を行います。  
相談機関の連絡先を提供するときは、被害者の安全を守るためプライバシーの保護に細心の注意を払いつつ、相談窓口案内カードを渡すなどといった加害者の目に付きにくい方法で行います。